

保護者様

堺市立浜寺南中学校
校長 中達 和枝

堺市立浜寺南中学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち対応します。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくります。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通します。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努めます。

2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

- (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努めます。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深めます。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用します。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払います。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図ります。
- (6) 生徒理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行います。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深めます。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図ります。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習させるようにします。
- (10) 学校全体の教育活動を通じて「いじめは決して許されるものではない」ということを、子どもたちに理解を促します。

3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生している場合が多く、「いじめはどんな場面でも起こりうるものだ」という意識を持ち、どんな些細な兆候も見逃さず、大人が常に生徒たちの様子を見守り、学校・家庭・地域が連携し、全力で実態把握に努めます。

- (1) 生徒の声に耳を傾けます。

いじめアンケートの実施、個別面談の実施

- (2) 生徒の行動を注視します。

いじめチェックリストの活用、ネットいじめ防止プログラム等の実施

「けんか」や、「ふざけあい」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

- (3) 保護者と情報を共有します。

家庭訪問、電話連絡、PTAの会議等での報告

(4) 地域と日常的に連携します。

地域行事への参加等

(5) 関係諸機関と連携を密にします。

関係機関との情報共有等

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消をめざします。

(1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行います。

(2) 学級担任等が抱え込むことのないように、いじめ対策委員会で情報を共有し、学校全体で組織的に対応します。

(3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たします。

(4) いじめをした生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせます。

(5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求めます。

(6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行います。

(7) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努めます。

5. いじめアンケート調査の実施

1 学期 2 回、2 学期 2 回、年度末 1 回の計 5 回、いじめアンケート調査を実施します。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査、いじめ対策委員会を実施し、早期に適切な対応を行います。

6. 教育相談の実施

- ・学期に 1 回、計 3 回、教育相談を実施します。
- ・必要に応じて、担任、学年教師との面談を実施します。
- ・週 1 回、スクールカウンセラーが来校しているので、相談することができます。

7. 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、支援学級担任等を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置します。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じた見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努めます。

【いじめに対する措置】

(1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに報告し情報を共有します。

(2) 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。

(3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切な引き継ぎや情報提供ができる体制をとります。

(4) 必要に応じた、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応します。

また、いじめ問題への対応として「いじめ問題への対応」をテーマにした校内研修を実施します。

8. ネット上のトラブル対応について

スマートフォンなどの携帯通信端末の普及に伴い、SNS（ライン・ツイッターなど）を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、中学校1年生を対象にネットいじめ防止プログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努めます。なお、保護者に対してもこれらについての理解を求めます。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知します。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求めます。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに西堺警察署に通報し、適切に対応を求めます。

9. いじめ防止対策における留意事項

(1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めなければなりません。

(2) いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保しなければなりません。

(3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をしなければなりません。

(4) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えなければなりません。

(傍観者への対応)

(5) いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させなければなりません。

(観衆への対応)

(6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組まなければなりません。

(7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価します。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意しなければなりません。

(8) 「いじめ解消」については、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

1. いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3カ月間継続していること。

2. 被害生徒が、いじめ行為による心身の苦痛を感じていないと認め、本人・保護者への確認が取れていること。

以上の2点の要件が必要である。

9. 重大事態への対処について

重大事態の認知 ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき



学校の設置者へ重大事態の発生を報告

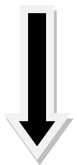
☆学校の設置者の指導、助言のもと以下のような対応に当たります。

学校の下に重大事態の調査組織を設置 ※校内いじめ対策委員会を開催しますが、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応します



調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査します。



いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について経過報告を行い、情報を適切に提供します。



調査結果を学校の設置者に報告



調査結果を踏まえた必要な措置

①校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たします。

②いじめをした生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせます。

③法を犯す行為に対しては、警察等に相談して協力を求めます。

④いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行います。

⑤いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努めます。

10. 特に配慮が必要な生徒について

学校として、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめ防止に関する年間指導計画

月	学校行事等	いじめ防止に関する取り組み	担当者、外部専門家など
4	始業式 身体計測 家庭訪問	・校内いじめ対策委員会の発足 ※毎月開催 ・校内研修（いじめについて） ・教員研修会(体罰) ・PTA実行委員会（～3月） ※毎月開催 ・西堺協会員連絡会（毎月～3月） ※毎月開催 ・いじめアンケート①	生徒指導主事 生徒指導主事 PTA役員 生徒指導主事、協助委員、 指導主事、警察署 子ども相談所 担任
5	中間テスト	・教育相談① ・防犯教室	担任 サポートセンター，西堺警察
6	部活動保護者会 修学旅行	・西区いじめ対策委員会①	生徒指導主事
7	期末テスト 内科検診 個人懇談会① 終業式	・いじめアンケート②	担任
8	夏季休業 始業式 堺市総合体育大会	・生徒会のつどい ・教員夏季研修会(人権・支援学級) ・いじめアンケート③	生徒会担当 研修担当 担任
9	3年チャレンジテスト 中間テスト	・教育相談②	担任
10	文化活動発表会	・地区祭礼 ・西区いじめ対策委員会②	生徒指導主事 生徒指導主事
11	体育大会 期末テスト	・ネットいじめ防止プログラム	担当学年
12	小学生体験入学 芸術鑑賞 個人懇談会② 終業式	・いじめアンケート④	担任
1	始業式 1年2年チャレンジテスト 3年卒業テスト	・西区いじめ対策委員会③	生徒指導主事
2	1年2年学年末テスト	・教員評価 ・いじめアンケート⑤ ・教育相談③	管理職 担任 担任
3	卒業式・修了式	・学校評価	管理職